

議案第68号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

《改正の趣旨》

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、関係する条例を整備するとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市職員定数条例(平成17年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、本市に常時勤務する一般職の職員(臨時職員_____を除く。)をいう。</p>	<p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、本市に常時勤務する一般職の職員(臨時職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)を除く。)をいう。</p>	<p>改正</p>

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小松島市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し，任命権者が報告しなければならない事項は，職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し，任命権者が報告しなければならない事項は，職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>改正</p>

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条_____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条_____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p></p> <p>改正 改正</p> <p>改正</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成19年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、小松島市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、派遣することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、小松島市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、派遣することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条____に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>備考</p> <p>改正 改正</p>

小松島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年小松島市条例第163号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、引き続き職務に従事しないことが90日を経過したとき、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、引き続き職務に従事しないことが90日を経過したとき、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>追加</p>

小松島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年小松島市条例第164号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年小松島市条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>改正</p>

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(非常勤職員____の勤務時間，休暇等)</p> <p>第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間，休暇等については，第2条から前条までの規定にかかわらず，その職務の性質等を考慮して，<u>市長</u>の定める基準に従い，任命権者が定める。</p>	<p>(会計年度任用職員の勤務時間，休暇等)</p> <p>第18条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間，休暇等については，第2条から前条までの規定にかかわらず，その職務の性質等を考慮して，<u>規則</u>に定める基準に従い，任命権者が定める。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条_____</p> <p>_____の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条及び小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年小松島市条例第 号)第9条の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>追加</p>

小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員_____</p> <p>_____等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号、第3号及び第5号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号_____若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p>

<p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第4号</u>に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条_____第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>削る</p>
<p>3 (略)</p> <p>(臨時職員の旅費)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>削る</p>
<p><u>第29条 臨時的に任用された職員の旅費については、他の職員との権衡を考慮し、規則で定める。</u></p>	<p>(委任)</p>	<p></p>
<p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p>	<p>改正</p>

学校職員の分限に関する条例(昭和29年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(休職の効果)</p> <p>第6条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第6条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の範囲については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>追加</p>

学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の範囲で給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の3分の1以下を減じて行うものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の範囲で給料の額及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年小松島市条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の3分の1以下を減じて行うものとする。</p>	<p>改正</p>

小松島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>（イ） <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>（ウ） 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達</p>	<p>追加</p>

日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において
育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業
をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子に
ついて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特
定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の
翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養
育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同
様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養
育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を
養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休
業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)を
している場合において当該非常勤職員が当該子について育
児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされ
た日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方
等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1
歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とさ

追加

れた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期日の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号の一にも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達

追加

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

日において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

改正

追加

追加

第7条 (略)

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____

_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員とする。

第7条 (略)

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短期間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤

改正

追加

改正

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間_____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p><u>職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短期間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法_____第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から市長が定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>	<p></p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
--	--	---

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____, 又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____</p> <p>_____, 又は死亡した職員にあつては、退職し_____</p> <p>_____, 又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支</p>	<p>削る</p> <p>削る</p>

給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に
該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこ
れらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、
基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ
て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。
これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号
に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職
員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定め
る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合に
おいて、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属
する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉
手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若し
くは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく

給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこ
れらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、
基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ
て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。
これらの基準日前1箇月以内に退職し_____
_____, 又は死亡した職
員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定め
る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合に
おいて、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属
する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉
手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し_____
_____, 又は死亡した職員にあっては、退職し_____

削る

削る

削る

は失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第23条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)

の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内で任命権者が定めるものとする。

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(現業職員の給与の種類及び基準)

_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、この条例の規定にかか

わらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(現業職員の給与の種類及び基準)

改正

削る

<p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>会計年度任用職員として任用する現業職員については、他の現業職員の給与との権衡を考慮して、別に規則で定める。</u></p>	<p>追加</p>
------------------------------	--	-----------

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内で定める給与を支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任</p>	<p></p> <p>削る</p> <p>改正</p>

用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当及び退職手当

- 2 会計年度任用企業職員の給与の基準については，小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年小松島市条例第 号)の規定を準用する。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p><u>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)</u>が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中1年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>追加</p>

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

削る

小松島市公害防止条例(昭和45年小松島市条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(公害監視員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 公害監視員は、公害の防止に関し理解の深い市民のうちから若干名を市長が委嘱する。</p>	<p>(公害監視員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 公害監視員は、公害の防止に関し理解の深い市民のうちから若干名を市長が委託する。</p>	<p>改正</p>